

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第1回津市森林整備協議会
2 開催日時	令和5年7月12日(水) 午前10時から午前11時30分まで
3 開催場所	津市美里庁舎 2階会議室1
4 出席した者の氏名	(津市森林整備協議会委員) 前川有、山崎昌彦、落合賢治、倉田守雄、稲垣法重、山岸新太郎、阪本正義、青木健治、小倉康伸、伊藤駿司、曾原崇 (事務局) 農林水産部長 濱口耕一 農林水産部次長 稲垣正司 林業振興室長 藤田昌也 林業振興室林業振興担当主幹 竹田智貴 林業振興室林業振興担当主幹 松永邦彦 林業振興室林業振興担当 清水宏幸
5 内容	1 審議事項 三重県型森林ゾーニングの変更について 2 説明事項 津市森林整備協議会委員の改選について 3 報告事項 令和5年度当初予算の概要について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部林業振興室林業振興担当 電話番号 059-262-7025 E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局（藤田室長）

それでは定刻の時間となりましたので、只今から令和5年度第1回津市森林整備協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては何かと御多用のところ、本協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

協議会に先立ちまして、農林水産部長の濱口より御挨拶をさせていただきます。

事務局（濱口部長）

津市森林整備協議会の皆様、おはようございます。

今年度から農林水産部長を拝命しました濱口と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

本日は、公私御多用のところ、津市森林整備協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素は、本市の林業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

令和5年2月に開催しました前回の協議会では、三重県型森林ゾーニングの変更について御審議いただき、活発な御議論いただきましたことを厚く感謝をしております。

林業を取り巻く情勢の中で大きな動きといたしましては、令和5年4月1日から林地開発許可制度の見直しが行われて、太陽光発電施設に係る森林の伐採について、林地開発の許可申請が必要となる面積が、1ヘクタール以上から0.5ヘクタール以上に変更されました。本市といたしましても、森林の公益的機能の発揮と調和した形で太陽光発電施設の適正な導入が図られるよう、三重県と連携を取りながら対応してまいります。

また、令和元年度から始まった森林経営管理制度は5年目を迎えました。引き続き、森林環境譲与税等を活用して、積極的に事業に取り組んでまいります。

本日の議題といたしましては、三重県型森林ゾーニングの変更について御審議いただいた後、津市森林整備協議会委員の改選について説明し、その後、令和5年雄当初予算の概要に関する報告をいたします。

それでは、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（藤田室長）

ありがとうございました。

初めに、協議会の委員について御報告がございます。大野講一さんが令和5年5月に榊原財産区議長を退任されたことに伴いまして委員退任の申し出がありました。新たに榊原財産区議長となりました倉田守雄さんに委嘱をさせていただきました。よろしくお願ひします。

また、事務局も4月の人事異動により、農林水産部長に先程御挨拶いたしました濱口が、農林水産部次長に稲垣が、林業振興室に竹田が新たに着任しました。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは審議に入らせていただく前に、本日の出席者数を御報告いたします。本日の出席者数は、総員数13名中、11名でございます。

半数以上の御出席いただきましたので、津市森林整備協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを御報告申し上げます。

なお、本協議会は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき、津市のホームページ等において公開いたしますので、予め御了承願います。

それでは、協議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、議長を前川会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

前川会長

本日はお暑い中、また、御多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

津市における森林・林業を取り巻く情勢は、6月初旬に中日新聞に、6月の末に日経新聞に津市の配分されている森林環境譲与税の活用と取組について御紹介されました。

特に、森林経営管理制度の入り口になります、意向調査につきましては今年で一巡するという取組が紹介されていまして、県内では森林環境譲与税の活用が半分くらいにとどまる中、活用割合が高く、ものすごく進んでいると、それに基づいて森林整備も取り組まれていると紹介されたところでございます。今日の報告事項の令和5年度当初予算の概要において御説明があると思います。

今回の第1回の審議事項といたしましては、三重県型森林ゾーニングの変更ということで、現在、環境林ですけれども、情勢が変化されまして、生産林に変更したい旨の申し出があったので、三重県型森林ゾーニングの変更について御審議いただくこととなります。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えている次第でございます。

それでは早速でございますが、事項書によりまして、審議事項の三重県型森林ゾーニングの変更について、事務局の御説明をよろしくお願ひいたします。

事務局（清水）

林業振興室の清水です。よろしくお願ひいたします。

三重県型森林ゾーニングの変更について御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

①ですが、三重県型森林ゾーニングとは、森林の属性と社会ニーズに応じた多様な森林づくりを行うため、施策実施の手段として県、市、林業事業体との適切な役割分担のもと、森林の機能を利用状況に基づき森林の区分を行うものです。

森林の区分といたしまして、森林区分を、保存型森林、保全型森林、人との共生型森林は公益的機能を重視した環境林として区分し、持続的利用型森林は木材の持続的な生産のための生産林として区分しています。

②の変更理由でありますように、今回変更させていただこうとする森林は、造林事業で間伐を実施した森林であり、将来的には周辺の森林を含めて集約化を行い、皆伐、再造林を行うことが十分に可能です。このことから、木材生産を主体として適切な植栽、保育、間伐等の整備を行い、持続的な林業経営を通じて森林の有する多面的機能を促すことができるため、適正な区分の持続的利用型森林へ変更するものです。

③変更面積ですが、別紙の44.28ヘクタールの森林について持続的利用型森林に変更するものです。

④津市のゾーニング面積ですが、今回の変更により生産林が25,020.53ヘクタールから25,064.81ヘクタールとなり、環境林は15,771.38ヘクタールから15,727.10ヘクタ

ールとなります。

次のページの別紙1ですが、こちらが変更しようとする詳細の森林を記載しています。芸濃地域、美里地域、白山地域及び美杉地域の内、全部で14の小班について環境林から生産林へ変更いたします。変更面積は44.28ヘクタールとなります。

次のページ以降は、変更箇所の図面を添付しています。全体図では変更しようとする森林の位置を示し、それより後ろは詳細図になっており、変更しようとする森林の範囲が分かるように示しています。

以上で、三重県型森林ゾーニングの変更についての説明を終わります。

前川会長

ありがとうございます。

只今ですね、事務局から説明のありました三重県型森林ゾーニングの変更について、御意見、御質問はございますでしょうか。

曾原委員

まずですね、造林補助事業で間伐を実施したから皆伐・再造林が十分に可能であるということが良く分からないのが1点。それでもう1点が、現在、保全2になっているものを持続に変更するものですが、保全2の経緯としましては、土砂流出防備等の安全に関することが謳われていると思いますが、この安全について担保されたとか、そういった表記が見当たらないのですが、いかがでしょうか。

事務局（清水）

今回、挙げさせていただきました森林につきましては、間伐を行ってはいらんですけれども、元々、道から近いこともあって、林業事業体が作成している森林経営計画に入っているものでして、生産的な経営をしようとしているものです。

また、森林には環境的な一面もございまして、生産林にしたからといって、安全を疎かにするというものではありません。生産的なところに一番重きを置いて、循環的な林業をして森林の機能が発揮されるように、方向性を変えるというものです。

曾原委員

変更しても安全については担保されている、ということよろしいでしょうか。

事務局（清水）

はい。生産活動を通して、絶やさず人の手を入れることで森林の公益的機能の発揮を図るものです。方向性を変えるようなもので、結局は山を守るという意義は変わりません。

事務局（藤田室長）

補足させていただきますと、このゾーニングを作った時に路網等がなくて、どうしても生産活動しにくいところを環境林にした経緯があるのですが、今は路網等ができてきた中で生産活動ができるようになりました。そして、森林の持つ色々な機能につきましては、生産林にすると機能を発揮しなく

なるというものではなくて、適切に管理していくこと、あるいは生産林において将来皆伐して、その後、植栽して、循環型施業と言いますが、それをするにより、こちらに書いてある土砂流出防備等の機能を発揮させることができ得るものになっていますので、目的は大きく変わってきますが、森林の持つ多面的機能は変わりません。

生産をしない環境的な部分を重視するのか、生産活動をするというところを重視するのかという選択はありますが、森林そのものの機能、保全型に記載されている機能は全ての森林において、適切な管理がされている場合に担保されるものです。

曾原委員

分かっている方に対してはそれで良いかもしれませんが、この内容を見た人は、変更するとそれらの機能はどうなるのかという疑問を持たれると思いますので、理由の箇所に何か表記の方が誤解が無くなるのかなと思います。

事務局（藤田室長）

区分の内容については、三重県が定めたものをそのまま書いていますので、おっしゃるように、ゾーニングを変更することにより、ここに書いてあることが損なわれるのではないかと疑念を持たれることも分かりますので、この変更理由の内容についてはその辺りを配慮したものにしたいと思います。

伊藤委員

森林経営計画に入っているとおっしゃっていましたが、森林経営計画というのは林業生産活動を計画的に行っていこうという位置付けされた山ですので、そういう山でありながら一番重視する機能を環境保全ということについては、計画を作成する際に十分に確認がされていなかったのですか。

これは、一人の所有者ですか。

事務局（藤田室長）

これは複数の所有者です。

三重県型森林ゾーニングとは別に、森林経営計画を作成していく中で、路網ができていたり、5年ごとに更新したりするので、道ができたことで新たに計画に参加することもありますし、計画に載せた後で、ゾーニングが環境型になっていましたということで、そこが生産的な活動を行うことが可能になったため、今回の協議会においてお諮りし、協議いただくことになっています。

前川会長

他に何かございますでしょうか。

NO. 1から5まで路網が整備されているという解釈でよろしいでしょうか。

事務局（藤田室長）

林道だけでなく、作業道を含めたものを路網と考えれば、近くまで作業道入っているのも、生産林としてできる話になります。

前川会長

分かりました。

他に何かございますでしょうか。

無いようでございますので、只今、事務局から説明がありました審議事項の三重県型森林ゾーニングの変更について、承認したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

前川会長

異議なしと御意見いただきましたので、異議なしと認めさせていただきたいと思います。

それでは引き続きまして、3の説明事項の津市森林整備協議会委員の改選について、事務局の説明をお願いします。

事務局（松永）

林業振興室の松永です。どうぞよろしくお願いいたします。

津市森林整備協議会委員の改選について説明させていただきます。

資料2の1を御覧いただきたいと思いますが、こちらの津市森林整備協議会条例の第4条に委員の任期は2年とすると定められていることから、今年の10月21日が任期の終了日となります。それに伴い、公募枠として次の2年間委員を務めていただく方の公募を行います。

応募期間といたしましては9月1日から9月12日までとしています。これにつきましては、広報津9月1日号に掲載し、併せて津市ホームページへ掲載して募集させていただきます。

募集の案といたしましては資料2の3を御覧いただきたいと思います。

津市森林整備協議会委員を公募（案）ということで、津市では林業振興に係る事業の推進や森林整備計画に関することについて、協議するため津市森林整備協議会を設置しています。令和5年10月21日に協議会委員の任期が満了となることから、広く市民の皆さんから御意見をいただくため、当協議会に参加いただける人を下記のとおり募集します。

応募条件につきましては、市内に在住又は在勤、在学している令和5年4月1日現在20歳以上の人、林業に関心が高い人、津市議会議員、津市の常勤職員又は津市の他の審議会等の委員でない人となっています。

募集人員については、3名程度で委嘱の期間に関しましては2年間、活動の内容につきましては、市長の諮問に応じて林業振興事業や森林整備計画の策定に関する事項等を協議する森林整備協議会委員で、年3回程度平日に協議会を開催させていただくということになります。

応募方法につきましては、津市森林整備協議会委員応募申込書に必要事項を記入いただき、400字詰原稿用紙1枚程度の作文、津市の林業について思うことを添えて、直接または郵送、ファックス、Eメールで林業振興室又は最寄りの総合支所地域振興課へ持参いただくこととなります。

所定の申込書は津市ホームページからダウンロードできるようにします。応募受付期間は、令和5年9月1日（金曜日）から令和5年9月12日（火曜日）必着、報酬に関しましては、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、日額9,000円となっています。

選考方法につきましては書類審査により決定し、選考結果は応募者全員に通知させていただきます。説明は以上になります。

前川会長

事務局から説明がありました津市森林整備協議会委員の改選について、委員の皆様の御意見御質問ございませんでしょうか。

前川会長

無いようでございますので、事務局から説明がありました津市森林整備協議会の改選について終了させていただきたいと思います。

続きまして、令和5年度当初予算の概要について、事務局の説明をお願いします。

事務局（竹田）

林業振興室の竹田です。よろしくお願いします。

それでは、事項書の4の項になります、令和5年度当初予算の概要について説明させていただきます。

お手元の資料3-1 令和5年度事業概要を御覧ください。

こちらは、令和5年度の事業概要となります。1から8番まで事業ごとに説明させていただきます。まず、林業費全体といたしまして384,263千円計上しています。

1番の林業総務一般事務事業につきましては、2,677千円で、その内訳は主に、林業振興事務に係る消耗品、公用車の燃料等の需用費、森林整備協議会等の費用等に関する予算となっております。

2番の林業振興一般事務事業につきましては、1,073千円で、主な内容としまして、津市美杉林業者宿泊施設の修繕料となります。

3番の森づくり整備事業につきましては、44,242千円で、主な内容としまして、環境林の整備を行う、森林環境創造事業委託料は間伐17.45ヘクタール、国・県の造林事業に対して追加支援を行う強い森林づくり促進事業補助金は間伐233ヘクタール、作業道9,650メートル、植栽10.86ヘクタール、森林整備に係る準備作業に対する支援を行う、森林整備地域活動支援交付金は森林境界の明確化200ヘクタールを予定し、計上しています。

4番の市有林維持管理事業は3,932千円で、市有林の現況や境界のペンキ塗りを行う市有林管理業務委託と、市有林において間伐する、市有林保育業務委託を実施します。

5番の林道整備事業は41,400千円で、美里町平木地内における継続事業となる、林道中畑線開設工事150メートルの開設、美里町から芸濃町に渡り開設を継続している、県営林道経ヶ峰線開設工事の負担金となります。

6番の林道等維持管理事業は40,530千円で、主な内容としまして、林業施設長寿命化対策事業として、橋梁・トンネル点検診断において修繕の必要があると診断された橋梁の修繕を行うもので、今年度につきましては、一志町波瀬地内にある林道桑俣線及び林道大椋谷線の各橋梁について測量設計を行い、榊原町地内にある林道河内谷線につきましては、昨年度行った測量設計に基づき、修繕工事を行うものです。また、林道現況調査といたしまして、市内の林道170路線について、現況調査を行うものです。

7番のみえ森と緑の県民税市町交付金事業は89,530千円で、主な内容としましては、林地残材搬出促進事業補助金といたしまして、間伐で発生する林地残材の搬出に対する支援、流域防災機能強化対策事業といたしまして間伐80ヘクタールを実施しようとするものです。また、災害からライフラインを守る事前伐採事業といたしまして、台風等の倒木被害により電気などのライフラインが寸断される恐れがある箇所について事前伐採を行うもので、今年度に関しましては、美杉町川上地内で行う予定です。

8番の森林環境譲与税事業は160,879千円で、主な内容としましては、森林経営管理事業といたしまして、今後の森林管理について意向を確認する意向調査、経営管理権を設定する予定の森林の境界明確化、経営権利権を設定した森林における、森林整備を実施する予定です。

次に、次のページの資料3-2を御覧ください。

こちらは、只今、説明させていただいた各事業のそれぞれの当初予算額と事業内容を説明した資料となりますので、また、御覧いただきますようお願いいたします。

以上で、事項書4の報告事項、令和5年度当初予算の概要について説明を終わります。

前川会長

ありがとうございました。

事務局から説明がありました、令和5年度当初予算の概要について、御質問ございますでしょうか。

曾原委員

7番の一番下の災害からライフラインを守る事前伐採事業とありますが、これはどのようなものですか。

事務局（松永）

災害からライフラインを守る事前伐採事業ということで、今年は美杉町川上地内で実施します。ライフラインは中部電力の電線に山の木が覆いかぶさっているところがありまして、これまでも美杉町川上地内において電線に向けて木が倒れてきて停電が多発しております。その際には毎回、中部電力の津営業所の方が川上まで来て復旧していただくということがありましたので、そういうような木が倒れてきて停電したところについて、事前に木を伐らせていただくという事業です。

対象となるライフラインは電気、ガス、水道ですが、津市の場合は、津市と中部電力と三重県で協議会を設置しまして、中部電力から過去に停電が起きた箇所を聞き取り、場所を選定しています。今年実施する箇所は消防署、病院、避難所の近く、停電すると被害が拡大しますので、優先してこちらを行います。

事務局（藤田室長）

補足ですが、ライフラインはこの3つだけではなく色々なものがありますが、災害からライフラインを守る事前伐採事業は県の事業で、県の要綱で要件付けされているものが電気、ガス、水道に限られていますので、それぞれの事業者と県と市で協定を締結したものを実施するものですが、津市が行っているものについては中部電力と協定を結んでいますので、電気に関して事前伐採事業を行っています。

曾原委員

電力会社に対して、この事業費からこの保全の費用を出しているということですか。

事務局（藤田室長）

この事業を実施して、電力会社から負担金を受け取っています。

曾原委員

電力会社から受け取っているのですか。

事務局（藤田室長）

事業費に対して負担金をいただいています。負担率は事業費の2分の1です。

曾原委員

市と電力会社で行うのですか。

事務局（藤田室長）

市と県と電力会社で行います。このスキームでいくと、電力会社が2分の1、4分の1が市、4分の1が県という負担率です。

伊藤委員

線の下での伐採は保証されていませんでしたか。

事務局（藤田室長）

線下伐採ではありません。電気事業法では線に触れる木については電気事業者が伐採しなさいと決められていますが、こちらの事業は、台風等により木が倒れて電線を切る可能性がある部分に関して予防的な措置として事前に伐採する事業です。

線下ではなく、樹高に対してだいたい同じくらいの幅を上限として伐採します。

曾原委員

倒壊範囲ですか。

事務局（藤田室長）

そうですね、倒壊する可能性がある範囲を切るというものです。

伊藤委員

保証されている範囲外を切るということですね。

事務局（藤田室長）

そうです。電力会社としては責務の無いところですが、消防施設等の重要施設に影響を及ぼす可能性がある箇所をピックアップして危険な箇所を事前に伐採するものです。

曾原委員

通信の方は協定が結ばれていないのはなぜですか。

事務局（藤田室長）

そのことについても、色々三重県に確認していますが、通信線は切れにくい丈夫な線で、電線と並行する箇所は電線より下にあり、また、今のところ通信業者から実施してほしいという要望もありませんので、現時点では電気、ガス、水道をライフラインとして行っています。

ただ、通信線も対象にすべきではないかという声もあり、要綱を変えていただく必要がありますので、津市からもそういった意見は言っております。

曾原委員

おっしゃるとおり、上に電線、下に弱電の部分は倒壊した時に、まず電線に被害が出ることは分かりますが、NTTだけのルートも存在しているはずですので、検討される必要があるのではないかと思います。

事務局（藤田室長）

なので、ものすごく箇所はあって、切れたという話もありますが、限られた予算の中で行わなければならないので、優先順位を付けながら行っています。

また、協議会の中でここを実施したいです、という意見を取り交わす場を年に1回ほど行っていますので、弱電の部分はやらなくて良いという認識ではなく、そこも施設に繋がる重要な部分であれば優先順位が高くなってくるので、そこを実施しましょうという話になってきます。

そこは電力会社と話し合っていますので、そこが重要施設に繋がる部分であれば、実施していくために検討するという流れになってきます。

前川会長

他に何かございますでしょうか。

伊藤委員

事業概要で説明していただいた3番の森づくり整備事業の下から2番目の境界の明確化と、譲与税の中の境界の明確化があり、境界は経営をしていくに当たって一番大事な課題になってくると思いますけれども、譲与税の方は森林経営管理事業を行っていくに当たって必要になってくるものだと思いますが、上の明確化している部分はどのように活用しているのか教えてください。

事務局（藤田室長）

上の境界の明確化に関しましては、森林経営計画を立てるために行うものです。

伊藤委員

森林経営計画を立てるのに、境界が分からない方がいるのですか。

事務局（藤田室長）

いらっしゃいます。

森林経営計画を立てる前段と立てるのとセットで行う2パターンがあり、境界が分からないと森林経営計画立てられませんので、現地を見て、循環型施業が可能だと判断したエリアを行います。

伊藤委員

隣接の所有者と立会するのですか。

事務局（藤田室長）

通常の境界の明確化と同じように立会するものです。

譲与税の方は森林経営管理法に基づき市が整備するために境界を明確にする事業です。

前川会長

一つよろしいでしょうか。

資料3-1の林道等維持管理事業の中に4つほど事業がありまして、林道施設長寿命化対策事業は林野庁の計画に基づくインフラコンサル費用だと思いますが、3つ目の林道現況調査事業というものがありまして、具体的に何をされるものか教えていただいてもよろしいでしょうか。

事務局（藤田室長）

現況調査の事業に関しましては、最近台風がありませんが、林道の状況は変わっていきますので、毎年170路線全ての林道が走れるかどうか、あるいは、途中で崩落していないか、土砂や岩や倒木が無い確認する事業で、進捗に関しては、8月の盆明けから11月くらいまでにかけて行う形になります。

また、行っている最中に台風が来たらまた状況が変わりますので、その場合はまた確認を行います。事業体が林道を使うのに我々が林道の状況を把握していなかったり、林道が通れない状況になった時に通行止め措置を行ったりするために、この林道現況調査を行います。

前川会長

ありがとうございます。

その他に何かございますでしょうか。

曾原委員

毎年、全路線を調査されるのですか。

事務局（藤田室長）

そうです。

曾原委員

車で走って確認するのですか。

事務局（藤田室長）

車で走って調査します。倒木や落石等で通れない場合は終点まで歩いて調査します。

曾原委員

毎年必要なのかなと思います。

点検も何年に1回にするとか、あとは何か災害が起きた時とかに行えばと思いますが、今は毎年行っているのですね。

事務局（藤田室長）

そうですね。

そういった意見ありました、ということで、実際2年おきがいいのか、毎年がいいのかということ、また室の中で検討したいと思います。林道の活用状況を見て一気に行うのではなくて、半分ごとに行っていくのかということを検討していきたいと思います。

現状は、経年的に変わってくるものなので、気付かないまま通行止めの措置をせずに、そこで何か事故が起きた時に林道管理者として責任が問われた時にどういった問題が起きるのかということもあるので、たくさん山を持っている個人さんが巡視するのと同じように必要なのかなと私は思っています。

曾原委員

点検の内容の程度によって変えていくのが良いのではと思います。例えば、台風が来たときには緊急点検をしていただくとか。

事務局（藤田室長）

基本的にはずっと走ってもらって、通りにくいところがあるとか、何か崩れているとか、倒木がある等が判明したものについて、起点から何メートルくらいで起きたということを御報告いただくものですが、すごくお金をかけるものでもありません。

曾原委員

点検される方というのはどういう方ですか。

事務局（藤田室長）

入札を行っていますが、林業事業者が指名業者となります。

前川会長

単価契約的なものですか。

事務局（藤田室長）

そうではないです。入札しています。

前川会長

分かりました。

他にはございますでしょうか。

伊藤委員

資料の4ページの森林環境譲与税のことで説明をいただきたいですが、個人的な話になりますが、森林経営管理制度、あるいはその財源を確保するための森林環境譲与税の事業にすごく関心を持って、どんな形で林野庁が仕組みで、管理をしていくのかということに関心を持っていたのですが、もともと、所有者が不明になったり、所有者が交代したりして、経営管理がうまくいかない山、これについては意欲的な経営体がそれに代わって経営管理していくという考え方を持っていたと思います。

古い話になりますが、平成12年度の林業白書に、小規模な森林所有者を中心に林業経営や森林への関心が低下している状況に対処するため、森林所有者、森林組合、素材生産事業者が計画的に林業経営を行っていきける者を担い手として育成し、これらの者に意欲の低下した所有者の経営を集約化して、そういった政策を見直す必要がある、とありますが、それまでは活発な林業活動の中で経営管理されてきたわけですが、平成以降は基本的には収益性の悪化や担い手の高齢化、所有者が不在になっていく、これを立て直す手段として経営管理制度が出来て、税が仕組みれたと考えております。

この4ページの資料を見ますと、森林環境譲与税が始まってちょうど5年が経つわけですが、意向調査については県下の市町の中で一番先進的に取り組まれています。初年度は芸濃地域、それ以降も美杉、一志、白山等進めていって、今年度で全域の意向調査ができたことによって、自分としては林業経営が維持していくのが困難だという方に向けて、経営管理しますよという説明をして、あなたの山をどうしますかという意向調査を行っていますが、津市へ委託したいと意思表示した方の所有林の管理がこれからの課題になると思います。経営管理権集積計画がこれまでに3回公告され、これらの山の管理の権限が津市にあると思いますが、これらの森林はどの地域でどれくらいの規模なのか教えていただけますか。

事務局（松永）

集積計画の公告について、令和2年11月2日に行ったものは74.50ヘクタール、令和4年3月18日に行われたものは95.90ヘクタール、令和5年3月28日は69.05ヘクタール、合わせてこの3月までに239.45ヘクタールについて集積計画を策定しました。

場所につきましては、まず意向調査から行っていますけれども、安濃ダムの堆砂問題がありましたので、芸濃町の特に河内から始めさせていただいていますので、この239.45ヘクタールについては河内になります。

伊藤委員

全部河内ですか。

事務局（松永）

そうです。

昨年、美杉町の竹原と八知というところでも明確化を行いましたので、そちらも今年度策定したいと思います。

伊藤委員

意向調査が終わったところについては順次、集積していく必要があると考えられる箇所は、集積計画の公告をしていくということですか。

事務局（松永）

意向調査をして、境界をはっきり分らないと締結できませんので、境界の明確化をして森林整備していくという流れになります。

伊藤委員

赤で吹き出しが書いてある、令和4年3月16日の経営管理権実施配分計画というのが、よく言われる意欲と能力のある林業事業体に、市に来た管理権を再委託することですよね。これの内容を教えてくださいたいです。どのくらいの面積なのか、管理の内容について。

事務局（松永）

こちらも芸濃町河内地内で、面積が10.29ヘクタールとなっています。

意欲と能力のある事業体から、業者の選定ということで令和4年1月に企画提案書を募集させていただき、その提案書について選定懇話会で選考させていただきまして、中勢森林組合から提案がありましたので、令和4年3月16日に公告させていただきました。

こちらの山につきましては既に現場に入らせていただきまして、間伐や搬出をしていただいています。

伊藤委員

利用間伐をしているのですか。

事務局（藤田室長）

そうです。

当然、搬出間伐しないとサービスみたいなものになりますので、搬出間伐できるであろう箇所を選定して、津管内で希望される業者は全部で4者ありますので、4者に御案内させていただいて、提出いただいた提案書を選定しました。

伊藤委員

企画提案書を提出されたのは中勢森林組合だけでしたか。

事務局（藤田室長）

そうです。

懇話会を出してきたものについて審査を行った上で、点数が低かったら再委託しませんので、1者でも懇話会は開催します。

懇話会については県の方と、森林管理署の方と津市の職員をメンバーとして実施します。

伊藤委員

間伐した材は市場とかに出して有効活用されているわけですよね。

事務局（藤田室長）

どこに出すと指定していませんが、提案書には色々書かれていて、最終的にはこれだけのお金を所有者に還元できるということが示されています。

伊藤委員

収益も当然ありますよね。

事務局（藤田室長）

はい。

どこに出すかというのは、再委託する事業体の判断になります。

伊藤委員

委託期間は何年になるのですか。

事務局（藤田室長）

7年です。

森林経営管理制度に基づく集積計画は15年間に設定していますが、その期間内で設定しています。

集積計画に謳ってある管理内容については、再委託先の事業体が継続してその期間内は実施していただくということです。

伊藤委員

7年を経過するとまた市が管理する形ですか。

事務局（藤田室長）

そうです。

伊藤委員

その山は林道から近いですか。

事務局（藤田室長）

県道の近くです。

伊藤委員

位置的には良いのですか。

事務局（藤田室長）

位置的には良いです。

ただ、本当に良い木は10ヘクタールの内、それほど多くは無かったので、1つの団地として見て、事業体も採算性があるかどうかというところで頭を悩ませたと思います。

伊藤委員

全域的な契約ですか。

事務局（藤田室長）

事業としては10.29ヘクタールとして出させていただいています。

伊藤委員

現場的にはどうですか。単年度でするものですか。

事務局（藤田室長）

そこは林業事業体の判断になります。

複数年度で行うことも可能ですし、単年度で行うことも可能です。

伊藤委員

集積計画の全期間をとというのは難しかったのですか。

事務局（藤田室長）

提案に関してはこちらで期間を設定できませんので、15年後までの間でこういった提案が来るのか、極論を言えば一年で完了することも可能ですし、目一杯15年を設定することも可能です。

今回は1者しかありませんでしたが、何年を設定するかということも審査内容にはなっています。

伊藤委員

提案書を募集しますという知らせを4者に行っていますか。

事務局（藤田室長）

希望されている業者の選定は三重県が行います。

伊藤委員

三重県のホームページに公開されていますね。

担う体制はこのままでよろしいでしょうかね。例えば環境林として経営管理権が市にきた山を市が直営でするわけにはいかないの、委託することになるとと思いますが、その委託先は県が指定する業者以外でも良いのですか。

事務局（藤田室長）

再委託の業者に関しては意欲と能力のある事業者として県が認定表した業者になりますが、業務委託で発注する部分に関しては、津市の入札の資格とか津市の中で認めている条件や入札の資格を持っている業者であれば参加資格がありますので、登録していない業者でも参加できます。

伊藤委員

津市内の素材生産者の中で、もっと意欲のある業者はあるのではないかと思いますけれども。青木さんどうですか。

青木委員

それには資本がいるし難しいですね。一番大きな問題はやはり資本ではないかと思います。

伊藤委員

素材生産業者は伐って出すような山を探している部分もあるのではないんですか。しかもこれは形態がはっきりして、市が入ることで後ろ盾になってやりやすいのではないかと思います。

事務局（藤田室長）

そこについては認定林業事業体に限らず、素材生産業者が認定林業事業体の認定や、入札の資格を取っていただければ、市の入札に参加することができますが、現状は、そこを決めるのは事業体になるので、規模感であったり、問題を抱えている業者であればなかなかできないとは思いますが。

境界もはっきりしているし、やりやすくなるとは思いますが。

伊藤委員

松阪市は、業者はたくさんありますけれどもね。

事務局（藤田室長）

他の自治体の状況までは把握できていません。

伊藤委員

今は放置された森林かもしれませんが、汗水流して苗木を運んで植えて、下刈りもして育ててきた山ですので、全部環境林にするのは惜しいと思います。やはり、50年、60年育てた山は市場へ出して活用して、それからまた再造林する。今は中々難しいと思いますが。

青木委員

今、伊藤さんが言われるように、環境が変わって植栽してもシカに食べられてしまいます。今現状

を考えても、現状と考えていることのギャップも随分あります。そこに、資本を投入することも難しいです。機械1つ買うにしても何千万もしますし。

事務局（藤田室長）

意向調査をしたことによって、一部の森林所有者が山へ目を向けていただいたことも事実なので、そういったところを、素材生産業者や林業事業体がどこまで間を取り持って事業を進めていくか、そういったことで地域の林業振興に繋がっていくのかなと思います。

まさに伊藤さんや青木さんがおっしゃった課題を少しでも解決しながら、地域の林業振興や森林整備の促進に繋がっていけばと思いながら進めています。

伊藤委員

やはり、伐採した山を植林できないという状態はおかしいですね。世の中というものは、必要な資材を再生していけるようなものですけれども、林業はそうはいかないですね。例えば、市場で一万円の木では山に戻らないです。

青木委員

皆伐した場合は植林することが基本になっていますが、あれはえらい仕事ですよ。

伊藤委員

森林組合しかできないのではないのですか。

事務局（藤田室長）

そうではありません。

実際に補助事業は組合だけではありませんし、小規模森林整備については代理申請を認めています。個人の間伐の補助を出してしまして、森林経営計画を作成しなければならないという条件はありませんので、少しでもやる気のある個人も実施できます。当然、面積を出すために簡易測量をしていたかかないといけない条件もありますが、そういったところで少しでもやる気のある方を助成する事業もあります。

もっと活用していただければ予算措置の考え方も変わっていくと思います。必ずしもこれが横ばいかというと、そうではなく、必要であれば増やしていくし、削れるところは削っていきますし、どんな形で地域の林業振興を進めていくかというところに重きを置いて、仕事をするのが我々の使命だと思っております。

伊藤委員

意向調査で所有者がどう考えているのかという部分が把握できるので、すごく良いことだと思います。

60年生の山を持っている人は、今まで一円も収入なしでここまで育ててきているのに、それを全く売ることもできずに環境林にすることにすごく不合理性を感じてしまいます。

前川会長

他に無いようでございますので、令和5年度当初予算の概要についてを終了します。

続きまして、5のその他ということで、事務局からの説明をお願いします。

事務局（松永）

1点、お知らせになります。

7月30日日曜日に夏休み森と緑の親子塾ということで、美杉町上多気地内にある津市木材処理加工施設で親子の木工教室を行います。これはみえ森と緑の県民税市町交付金を活用した事業で、事前の受付をして抽選の結果、今回は保護者23名、子どもが24名の20組の親子に参加していただきます。

午前は木工細工、午後からは林業についての座学、それから丸太切り体験と皮むき体験を親子で体験いただきます。

前川会長

本日の議事は全て終了しました。

本日の協議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。